

第1章 計画策定の概要

- 1 計画策定の趣旨と背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 他の計画等との関係
 - 「大田区基本構想」の実現に向けた個別計画
 - 福祉分野の個別計画を概括する上位計画の「大田区地域福祉計画」など、関連する計画と整合を図っている。
 - 障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく3つの法定計画と、区独自の計画である「大田区発達障がい児・者支援計画」の一体計画
- 4 計画の期間
 - 令和3年度から5年度まで（3年間）
- 5 計画策定の体制

第2章 大田区の障がい者の状況と施策の課題

- 1 大田区の障がい者の状況（数値：令和2年3月31日現在）
 - 身体障害者手帳：20,228人
 - 愛の手帳：4,710人
 - 精神障害者保健福祉手帳：5,384人
 - 自立支援医療（精神通院）：15,860人
 - 難病医療費等助成：7,071人
 - 通所受給者証（手帳無）：726人
- 2 前計画における主な取組み
- 3 実態調査等に基づく障がい者施策の課題
 - 令和元年度大田区障がい者実態調査や現行計画の事業評価に基づき問題点を把握した上で、大田区障がい者施策推進会議での意見を踏まえ、本計画において取り組むべき課題を設定

第3章 計画のめざす姿

《基本理念》

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくりまします

基本目標1 自分らしくいきいきと暮らせるまち

基本目標2 認め合いつながり暮らせるまち

基本目標3 安全・安心に暮らせるまち

取組の横断的な視点

- 複合課題に取り組む包括的な支援
- 「地域力」による支援と共生の地域づくり
- 新たな取組の導入

第4章 施策の展開

基本目標	施策目標	個別施策	これからの主な取組
基本目標1 自分らしくいきいきと暮らせるまち	1-1 障害福祉サービス等の充実	1-1-1 日中活動の場の整備	○ 区立施設の機能見直し・強化 ○ 民間事業者による施設等整備の支援
		1-1-2 緊急時の受入体制の充実	○ 短期入所事業の充実
		1-1-3 サービスの質の確保・向上	○ 福祉人材の確保・育成・定着支援 ○ 指導検査等の実施 ○ 福祉サービス第三者評価の受審促進 ○ オンラインを活用した支援の検討
	1-2 希望する暮らしの実現	1-2-1 居住の場の確保・充実	○ 障がい者グループホームの整備支援 ○ 障がい者グループホーム連絡会の開催 ○ 居住支援協議会の開催
		1-2-2 地域生活移行支援の充実	○ アウトリーチ支援事業の推進 ○ 退院後支援ガイドライン対応事業の推進 ○ 就労支援ネットワークの推進
	1-3 社会参加・社会活動の充実	1-3-1 就労支援の充実	○ 生産活動支援施設連絡会の取組みの充実 ○ (仮称) オフィス・サポーターの実施
		1-3-2 余暇活動の充実	○ 余暇活動の機会や場の提供 ○ 障がい者スポーツの推進
	1-4 保健・医療の充実	1-4-1 保健・医療の充実	○ 精神保健福祉地域支援推進会議の開催 ○ 難病対策地域協議会の開催 ○ 医療的ケア児・者支援関係機関会議の開催
			○ 幼児教育の振興 ○ 就学・教育相談の充実 ○ 特別支援教育の充実
	1-5 障がい児支援の充実	1-5-1 教育の充実	○ 統合保育の充実 ○ 学童保育室での受入体制の充実
		1-5-2 保育の充実	○ 乳幼児健康診査等の実施 ○ 発達支援ネットワークの推進 ○ 発達障がいの理解啓発の推進
	1-6 特性に応じた支援	1-6-1 発達障がい者支援の充実	○ 高次脳機能障がい支援ネットワークの推進 ○ 高次脳機能障がいの理解啓発の推進
1-6-2 高次脳機能障がい者支援の充実		○ 相談支援体制の充実・強化 ○ ピアサポーター・相談員等の活動推進	
基本目標2 認め合いつながり暮らせるまち	2-1 相談支援体制の充実	2-1-1 相談支援の充実	○ 地域ネットワークの推進 ○ 自立支援協議会の開催
		2-1-2 地域ネットワークの充実	○ 障がい者差別解消支援地域協議会の開催 ○ 障がい者差別解消のための啓発活動の推進 ○ 合理的配慮の推進
	2-2 障がいへの理解促進	2-2-1 障がいと理由とする差別の解消の推進	○ 理解促進事業の実施 ○ 地域交流事業の実施
基本目標3 安全・安心に暮らせるまち	3-1 災害・犯罪への対策	3-1-1 災害時相互支援体制の整備	○ 要配慮者及び避難行動要支援者支援の推進 ○ 災害時相互支援意識の普及啓発
		3-1-2 福祉避難所の体制整備	○ 福祉避難所の運営等検証
		3-1-3 防犯対策の充実	○ 福祉施設等の安全体制の確保 ○ 特殊詐欺等防止のための啓発活動の推進
	3-2 権利を守るまちの実現	3-2-1 障がい者虐待防止等の推進	○ 障がい者虐待防止のための啓発活動の推進 ○ 障がい者虐待への対応実施 ○ 権利擁護検討支援会議の開催
		3-2-2 成年後見制度等利用支援の充実	○ 成年後見制度利用促進のための協議会の運営 ○ 老いじたくへの支援～親あるうちの備え～
		3-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	○ 地域力を活かしたまちづくりパートナー活動の推進
			○ 心のバリアフリーの促進

第5章 障害福祉サービス等の推進

- (国の基本指針より)
- 1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて
 - (1) 地域生活支援拠点等の機能の充実
 - 地域生活支援拠点等の各機能を強化し、さらなる充実を図るとともに、各機能の運用状況を、本計画のPDCAサイクルに基づき、大田区障がい者施策推進会議で検証・評価を行っていく。
 - (2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - 都の地域移行コーディネーターと連携して地域移行に向けた支援を進めていく。
 - (3) 福祉施設から一般就労への移行等
 - ネットワーク事業などを通じて、一般就労への移行を推進する。
 - (4) 障がい児支援体制の整備等
 - 関係機関等と連携した切れ目ない支援の提供体制を構築していく。
 - (5) 相談支援体制の充実・強化
 - 相談支援事業者等との適切な役割分担を行うことで、相談支援体制の充実・強化を図る。
 - 2 サービス見込量と確保のための方策
 - 障害福祉サービス等の見込量等を定める。

第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制
 - 関係機関等との連携・協働の推進
 - 社会資源の適切かつ効果的な活用
- 2 計画の進行管理
- 3 計画のモニタリング
 - 計画の進捗状況を把握し、評価・検証を行うため、モニタリング指標を設定

第7章 参考資料

- 1 実態調査の概要
- 2 大田区障がい者施策推進会議の検討経過
- 3 大田区障がい者施策推進会議設置要綱
- 4 大田区障がい者施策推進会議委員名簿
- 5 庁内検討委員会委員名簿
- 6 計画策定に係る根拠法令等